

様式例第2号

手 数 料 表

当会が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

- ・ 求人の受付 1件につき 710円（消費税相当分を含む。）を求人者から
- ・ 求職の受付 1件につき 710円（消費税相当分を含む。）を求職者から  
（ただし、求職の場合は職種が、芸能家・家政婦(夫)・配ぜん人・調理士・モデル又はマネキンに限る。）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2. 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から次の1)又は2)のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた雇用については申し受けません。

1) 支払われた賃金の11.0%（消費税相当分を含む。）に相当する額

ただし、2)に該当する場合は2)に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。

2) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれかの大きい額

- ① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の11.0%（消費税相当分を含む。）に相当する額
- ② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の14.8%（消費税相当分を含む。）に相当する額

3. 返戻金制度について

当会は、紹介した方が短期退職した場合に手数料を返戻する制度を設けていません

(注)「消費税相当分を含む」は、課税事業者について適用するものである。

従って、免税事業者については、当該文言を記載する必要はないものである。

事業所名：一般社団法人中国建設弘済会

事業所住所：広島市西区中広町三丁目25番15号